

平成26年度 日本介護福祉士会代議員選挙実施要綱

都道府県介護福祉士会 御中

平成26年 9月 22日

公益社団法人日本介護福祉士会

選挙管理委員会



公益社団法人日本介護福祉士会は、下記により平成27・28年度代議員選出のための選挙を下記の要領で実施いたします。

記

1. 選挙権について

- (1) 選挙人は、選挙が行われる年の10月31日までにすべての年会費を納入した正会員とする。
- (2) 新入会者または退会者の扱いは、下記のとおりとする。
 - 1) 新入会者の選挙権は、選挙が行われる年の10月31日までに会費を納入することによって生じる。
 - 2) 会費を滞納している者の選挙権は、選挙が行われる年の10月31日までにすべて納入することによって復活する。
 - 3) 退会届を受理した時点で選挙権を喪失する。

2. 被選挙権について

- (1) 被選挙人は、下記の条件を満たしていかなければならない。
 - 1) 本会の発展に寄与する意志があること
 - 2) 所属支部の正会員5名の推薦があること
- (2) 代議員として連続して3期6年の任期を満了する者は、立候補できない。

3. 選挙区及び定数について

- (1) 代議員選挙は、本会の支部（以下「支部」という。）単位で行うものとし、正会員は所属する支部の選挙権及び被選挙権を有する。
- (2) 代議員の定数は、選挙が行われる年度の前年度の3月末日現在正会員のうちその年度の会費納入者数（以下「算定基礎会員数」という。）に応じて算出し、支部ごとに配分する。
- (3) 支部ごとの代議員の定数は、算定基礎会員数が200人以下のときは1とし、算定基礎会員数が201人のときは1を加え、以後算定基礎会員数が200人増す毎にこれに1を加えた数とする。
- (4) 正会員が選挙区確定後、選挙区を変更した場合は変更前に所属していた支部選挙区の選挙権を有するものとする。

平成27・28年度都道府県支部代議員定数（平成25年度3月末日現在の会費納入会員数に基づく）

選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数
北海道	5	石川県	7	岡山県	7
青森県	4	福井県	2	広島県	7
岩手県	3	山梨県	4	山口県	10
宮城県	3	長野県	16	徳島県	2
秋田県	2	岐阜県	2	香川県	5
山形県	2	静岡県	8	愛媛県	5
福島県	3	愛知県	6	高知県	4
茨城県	2	三重県	4	福岡県	15
栃木県	3	滋賀県	4	佐賀県	3
群馬県	4	京都府	5	長崎県	4
埼玉県	4	大阪府	12	熊本県	4
千葉県	4	兵庫県	7	大分県	7
東京都	7	奈良県	2	宮崎県	7
神奈川県	5	和歌山県	2	鹿児島県	6
新潟県	9	鳥取県	4	沖縄県	2
富山県	11	島根県	2	合 計	246

4. 選挙の公示について

(1) 選挙公示日は平成26年10月15日とする。

代議員選挙公示は、ニュース vol. 124 10/15号及びホームページ上に掲載する。

(2) 「Web 選挙」による選挙方法の広報は、ニュース vol. 124 10/15号及びホームページ上において、内容を説明して、会員への周知徹底を図る。

(3) 選挙人名簿の作成

選挙人名簿は、選挙が行われる年の10月31日までに、すべての会費を納入した正会員の会員番号、氏名、性別、年齢、住所を記載し、日本介護福祉士会事務局、都道府県支部に備え置く。

(4) 立候補、投票とも選挙人名簿に登録されている都道府県支部とする。

5. 立候補の受付について

(1) 受付期間

1) 立候補受付期間は、平成26年11月1日～11月21日（必着）とする。

2) 立候補を辞退する場合の締め切りは平成26年11月21日（必着）とする。

(2) 立候補者数が定数に満たない場合

1) 立候補者が定数に満たない場合は、その旨を都道府県支部に報告する。

2) 報告を受けた都道府県支部は、平成27年1月23日（金）までに代議員候補者を選定し選挙管理委員会に報告する。

なお、推薦にあたっては代議員が定数に達するように不足数を推薦する。

(3) 立候補届の様式

- 1) 立候補届、立候補推薦書、立候補辞退届等の各書類は、原則として本会ホームページからダウンロードする。
- 2) 立候補者の所信については、本会ホームページ「代議員選挙」内の入力フォームより 100 字以内で平成 26 年 1 月 21 日までに入力するものとする。
- 3) 立候補届の提出
立候補届は立候補者推薦書 5 名分を同封の上、必ず郵便で「代議員選挙立候補届在中」と朱書きの上、下記に送付する。
- 4) 立候補辞退届の提出
立候補を辞退する場合は、必ず郵便で「代議員立候補辞退届在中」と朱書きの上、下記に送付する。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-22-13 西勘虎の門ビル 3 階
公益社団法人日本介護福祉士会 選挙管理委員会 宛

6. 立候補者の公示について

立候補者の公示についてはニュース vol. 125 12/15 号及び 1 月 15 日を目途にホームページ上に掲載する。

7. 投票について

(1) 投票期間；平成 27 年 1 月 5 日（月）～1 月 23 日（金）午後 3 時

(2) 投票方法

1) Web 投票

・選挙人は当会ホームページからアクセスし、ID、パスワードを入力する。

選挙人が所属する都道府県の立候補者が定数内の場合は投票を行う必要がない。

立候補者が定数を超えた場合は投票画面に移行できる。

・投票は単記式とする。

・白票は有効投票とする。

・定数を超えて投票しようとした場合は、これを受け付けない。

8. 開票について

(1) 開票日

投票締め切り後、速やかに行う

(2) 開票立会人

1) 開票立会人は、選挙管理委員とする

(3) 投票データ及び投票用紙の保管について

1) 投票期間中に投票システム管理画面にアクセスできるものは、選挙管理委員長または選挙管理委員長から指名を受けた会員以外のシステム管理者とする。

2) 選挙管理委員の立ち会いのもと、投票データをダウンロードする。

- 3) 選挙管理委員長の指名により、会員以外のシステム管理者が投票システムを操作することができる。
- (4) 無投票当選について
立候補者が定数内の時は、候補者を無投票当選とする。
- (5) 当選人について
 - 1) 単記式投票では、得票数の多い者から順に、その支部の代議員の定数に相当する数の者までを当選人とする。
 - 2) 最下位同数得票者については、選挙管理委員立会いのもと、くじにより当選人を決定する。
 - 3) 次点及び次々点者を確定させ、次点者を補欠代議員（順位1位）、次々点者を補欠代議員（順位2位）とする。
 - 4) 定数を満たさず、都道府県支部から推薦された代議員候補者は無投票当選とする。
- (6) 選挙結果はニュース vol. 126 2/15 号及び本会ホームページ上で速やかに発表する。

9. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を発行する。

10. 異議申し立てについて

選挙の効力に異議のある選挙人及び被選挙人は、選挙結果の広告日から14日以内（必着）に異議を申し立てることができる。異議の申立ては、その異議の内容を明記し、記名・捺印した文書（様式自由）を書留郵便で、選挙管理委員会宛に郵送する。

11. 選挙に関する問い合わせ等について

- (1) 支部事務局内においては、選挙期間中の立候補者に関する電話等による問い合わせについては、これを受け付けない。
『ニュース・ホームページの立候補者の告示をご覧ください。』とし、一切答えないようにして下さい。
- (2) 選挙期間とは、立候補者の告示があつてから投票が終了するまでの期間とします。